「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討							指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
九州アジア観光アイランド総合特区	29114	九州を訪問する中国人観光客の誘客拡大に向けた観光数次査証の発給について	九州は、中国に地理的に近接していること、九州内の5空港に中国からの航空便は就航していることなど、対中国市場についてポテンシャルが高いと認識している。 日本全体の訪日客数目標達成のためには、九州の中国人観光客数の回復とさらなる増加が必要であるため、そのためには、現在、沖縄県と東北3県（岩手県、宮城県、福島県）のいずれかの県に1泊以上する者に限り発給されている数次ビザを九州7県に宿泊した場合も適用する。	中国人観光客に対する観光数次査証の導入により、訪日旅行がより身近なものになれば、リピーターとなった旅行者が東京や大阪などの次の目的地として九州を訪れる機会が増え、九州全体の認知度が高まるとともに、熊本地震からの復興を目指すための有効な手段となる。	1回目	外務省	領事局外国人課	外務省設置法第4条13号	E	－	－	国際慣習法上，外国人に対して査証を発給するかどうかは，各国の主権行為であるとされている。 外務省設置法第4条13号に「査証に関すること」を外務省の所掌事務と規定している。	我が国の査証政策は重要な外交政策の一つとして，二国間関係や国際情勢の変動，感染症対策や国内治安等の状況の変化を踏まえた機動的かつ弾力的な対応が求められるものである。 本案のとおり，総合特区制度の枠組みを利用した場合，外交政策の枠外に新たな査証制度が別途措置されることとなり，外交政策を機動的・弾力的に実施できない場面が生じかねない。	b	特区制度を利用した場合、外交政策を機動的・弾力的に実施できない場面が生じかねないことは理解する。 今後、特区制度での提案は行わないが、地方創生・観光立国実現の立場から引き続き要望させていただきたい。	外務省の見解について、指定自治体は了解したため、協議を終了する。	ⅳ
					2回目												
九州アジア観光アイランド総合特区	29115	宿泊施設等における外国人の就労範囲の拡大	現在の就労可能な在留資格の要件に「観光産業に従事」を新設し、観光案内所、ホテルフロント業務だけでなく、宿泊施設等においては食事の配膳や客室の清掃など複数業務を実施できるよう要件緩和を提案するものである。	外国人がフロント業務以外の配膳や客室の清掃などの業務に従事できるようになることで、訪日観光客の受入にあたってネックとなっているコミュニケーションの問題が緩和され、様々な視点からホテル、旅館のインバウンドに対するサービスの向上を図ることができ、外国人観光客の旅行の満足度の向上に結びつき、誘客促進及び観光産業の発展につながる。 また、ホテル、旅館が抱える深刻な労働力不足の解消にも寄与することができる。	1回目	法務省	入国管理局総務課企画室	出入国管理及び難民認定法別表第1の2	E	－	－	専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や経済的効果の検証のほか，日本人の雇用への影響や産業構造への影響，教育，社会保障等の社会的コスト，治安などの幅広い観点から，国民的コンセンサスを踏まえつつ，政府全体で検討していく必要がある。	宿泊施設における食事の配膳や客室の清掃業務は，「専門的・技術的分野」に該当する業務とは認められず，現時点で御提案に対応することは困難である。 なお，今後の外国人材受入れの在り方については，「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において，「必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」とされている。 当省としては，現在当省HPで公表しているガイドライン「ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について」の改訂等を通じて，宿泊施設において外国人が就労する場合に認められる活動内容の明確化に努めたい。	d	外国人が就労する場合に認められる活動内容の明確化について、特区としては厳格化を求めるものではない。特区内部で事例を収集し、検討を重ねていく。 また、宿泊業の就労を幅広く認めることに対して、「未来投資戦略2017」に掲げる「外国人材受け入れのあり方検討」において、「真に必要な分野」として宿泊業を取り上げることを要望するとともに、検討の経過を注視してまいりたい。	所管省庁より対応しないとの見解が示されたことについて、指定自治体は再検討を行う見解を示していることから、一旦協議を終了する。	ⅳ
					2回目												
					1回目	厚生労働省	職業安定局外国人雇用対策課 医薬・生活衛生局生活衛生課	出入国管理及び難民認定法別表第1の2	E	－	－	専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や経済的効果の検証のほか，日本人の雇用への影響や産業構造への影響，教育，社会保障等の社会的コスト，治安などの幅広い観点から，国民的コンセンサスを踏まえつつ，政府全体で検討していく必要がある。	宿泊施設における食事の配膳や客室の清掃業務は，「専門的・技術的分野」に該当する業務とは認められず，御提案に対応することは困難だと認識している。 なお，今後の外国人材受入れの在り方については，「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において，「必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」とされている。 当省としては，御提案の内容は出入国管理及び難民認定法上の措置を求めるものであるため代替案を御提示することは困難である。	d	外国人が就労する場合に認められる活動内容の明確化について、特区としては厳格化を求めるものではない。特区内部で事例を収集し、検討を重ねていく。 また、宿泊業の就労を幅広く認めることに対して、「未来投資戦略2017」に掲げる「外国人材受け入れのあり方検討」において、「真に必要な分野」として宿泊業を取り上げることを要望するとともに、検討の経過を注視してまいりたい。	所管省庁より対応しないとの見解が示されたことについて、指定自治体は再検討を行う見解を示していることから、一旦協議を終了する。	ⅳ
					2回目												
					1回目	国土交通省観光庁	観光産業課	出入国管理及び難民認定法　別表第1の2	E	－	－	-	今後の外国人材受入れの在り方については、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、「必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」とされている。 宿泊業界においては、人手不足を解消するために外国人材を活用したいというニーズが存在していると承知しており、観光庁としては、外国人材の活用は重要な課題であると考えている。	d	外国人が就労する場合に認められる活動内容の明確化について、特区としては厳格化を求めるものではない。特区内部で事例を収集し、検討を重ねていく。 また、宿泊業の就労を幅広く認めることに対して、「未来投資戦略2017」に掲げる「外国人材受け入れのあり方検討」において、「真に必要な分野」として宿泊業を取り上げることを要望するとともに、検討の経過を注視してまいりたい。	所管省庁より対応しないとの見解が示されたことについて、指定自治体は再検討を行う見解を示していることから、一旦協議を終了する。	ⅳ
					2回目												
九州アジア観光アイランド総合特区	29116	宿泊施設における着地型旅行商品の販売による外国人観光客等の誘客促進	着地型旅行商品を安定的に販売するため、奄美群島振興開発特別措置法に規定されている旅行業の特例措置と同様に、九州管内の宿泊業者（ホテル，旅館等）が国の定める旅行業務取り扱いに係る一定の研修を終了した者を配置することにより、ホテル・旅館のフロントで旅行会社が造成した着地型旅行商品の販売や代金の収受ができるようにすることを提案するものである。	旅行者が、宿泊施設において、宿泊と旅行サービスをワンストップで受けることができるようになり、観光客の利便性や満足度が向上することで、観光客の増加が期待できる。 また、各地域の魅力的な着地型旅行商品により、滞在期間の延長や、リピーターの増加などの効果も併せて期待できる。	1回目	国土交通省観光庁	観光産業課	旅行業法第3条（登録）、第11条の2（旅行業務取扱管理者の選任） 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第12条（旅行業法の特例）	D	－	－	旅行業法においては、旅行業者代理業の登録制度が設けられており、旅行業者代理業者は営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任することとされている。 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律においては、観光圏整備実施計画による滞在促進地区内の宿泊業者が観光圏内限定旅行業者代理業を営むことができることとなっており、この場合には、旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者を観光圏内限定旅行業務取扱管理者として選任することができる。	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律において既に旅行業法の特例措置が設けられており、滞在促進地区内のホテル・旅館等が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができる（観光圏内限定旅行業者代理業）。 この場合においては、国の定める一定の研修を修了した者を観光圏内限定旅行業務取扱管理者として選任でき、ホテル・旅館等のフロントにおいても、旅行会社が造成した着地型旅行商品の販売や代金の収受ができるため、当該提案内容は現行制度で実施可能。	a		国土交通省観光庁から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												